寒河江市郷土館西村山郡役所の使用料の無料化に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和７年３月２４日

寒河江市教育委員会教育長　　佐　藤　志　津　男

寒河江市教育委員会規則第２号

寒河江市郷土館西村山郡役所の使用料の無料化に伴う関係規則の整理に関する規則

（寒河江市郷土館西村山郡役所の管理及び使用等に関する規則の一部改正）

第１条　寒河江市郷土館西村山郡役所の管理及び使用等に関する規則（昭和５９年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条第２項」を「第６条第３項」に改める。

第４条から第６条までを削る。

第７条の見出しを「（観覧の制限等）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

教育長は、次のいずれかに該当する者については、郷土館の観覧を中止させ、又は退館を命ずることができる。

第７条第４号を次のように改める。

⑷　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

第７条第６号を次のように改める。

⑹　その他郷土館の管理上支障があると認められる者

第７条を第４条とする。

第８条中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、同条を第５条とし、第９条を第６条とし、第１０条を第７条とする。

様式第１号から様式第３号までを削る。

（寒河江市教育委員会公の施設に係る使用料徴収委託規則の廃止）

第２条　寒河江市教育委員会公の施設に係る使用料徴収委託規則（平成１８年教育委員会規則第３号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。